

特殊建築物等の定期報告のご案内

今年度（H21年度）は、東京都内の共同住宅の3年に1度の定期報告年です

報告時期【平成21年5月1日（金）～平成21年10月31日（土）】

定期報告の実施後に、ER・遵法性調査等で新たな問題が生じていませんか？
SBIアーキオリティは、『定期調査報告+α』で遵法性の維持をサポートします。



早期お申込み特別価格 通常料金より20%OFF

サービス期間：平成21年4月10日（金）～7月31日（金）

定期報告で
遵法性調査も実施

SBI AQ で遵法性調査等を未実施の建物

遵法性調査の項目プラス
通常料金より追加 ￥0

- ・定期報告+αで遵法性と同等の調査を実施
- ・関係法令・条例のレポートをサービス

定期報告に
遵法性調査を活用

SBI AQ で遵法性調査等を実施済の建物

通常料金より30%OFF

- ・遵法性調査の結果をモニタリング
- ・建物を把握済みのため、スムーズな調査

建築設備とのセット割引！

定期報告の対象となる特殊建築物等に設置されている建築設備については、毎年報告が必要となります。

次回以降はさらにお得に！

- ・H22年度の建築設備
- ・H24年度の特種建築物

対象となる共同住宅【東京都】

①～③のすべてに該当する共同住宅

- ①完了検査済が平成18年3月31日以前
- ②共同住宅部分が5階以上にあり、
その床面積の合計が100㎡超
- ③共同住宅部分の床面積の合計が1000㎡超

対象となる昇降機以外の建築設備【東京都】

定期調査報告の対象となる共同住宅に設置されている下記の建築設備

- ①火気使用室・無窓居室・集会所等の居室に設けられた機械換気設備
- ②機械排煙設備
- ③非常用照明
- ④給排水設備（水槽等を有するもの）

【お問合せ先】SBIアーキオリティ(株) 建築評価本部 建築調査鑑定グループ 【田辺】

TEL.03-5226-2433 www.sbiaq.co.jp

2009年6月

◆東京都内の定期報告の対象となる建築物・建築設備と、報告時期はこちら
 (東京都HPのPDFファイルに移動します)

定期報告 見積依頼書

◆お問合せ日		年		月		日
◆業務種別	<input type="checkbox"/>	特殊建築物等定期調査	<input type="checkbox"/>	建築設備定期検査		

◆ご依頼者							
<input type="checkbox"/>	所有者	<input type="checkbox"/>	管理者	<input type="checkbox"/>	設計事務所	<input type="checkbox"/>	その他 ()
(フリガナ)				部署名			
会社名							
(フリガナ)				住所	〒		
氏名							
TEL			FAX			e-mail	

◆物件概要								
建物名称								
所在地	〒							
確認済証番号				確認済証交付日	年	月	日	
検査済証番号				検査済証交付日	年	月	日	
建物用途		構造		造	階数	地上	階/地下	階
敷地面積		m ²	延床面積		m ²	建築面積		m ²

◆その他 お問い合わせ・ご質問

お問合せ、お申込みは

<p>SBIアーキクオリティ株式会社 建築調査鑑定グループ</p> <p>FAX 03-5212-3162</p> <p>TEL 03-5226-2433</p>
--

まで

ご利用をお待ちしております。